

会発第247号
平成12年3月30日

各指定都市（中核市）長 殿

厚生省大臣官房会計課長

補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について（通知）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生大臣が定める期間については、昭和41年7月15日厚生省告示第350号をもって定められているところであるが、このたび同告示が別添のとおり改正されたので通知する。

別添

○厚生省告示第105号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、平成11年度以降の年度分の補助金等に係る財産に適用し、補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和41年7月厚生省告示第350号）は、廃止する。ただし、平成10年度以前の年度分の補助金等に係る財産については、なお従前の例による。

平成12年12月29日

厚生大臣 丹羽 雄哉

補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（抄）

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間は、次のとおりとする。

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
廃棄物再生利用等推進費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	50年 47年 41年 39年 39年 38年 31年
廃棄物処理技術開発推進費補助金			その他のもの	24年 38年
災害廃棄物処理事業費補助金		れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	41年 38年 38年 36年 34年 30年
廃棄物処理施設整備費補助金			その他のもの	22年 34年
		金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの 病院用のもの	38年 34年 31年 31年 29年

	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	20年 31年
金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超える4ミリメートル以下の中のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	30年 27年 25年 25年 24年 15年 24年
金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下の中のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	22年 19年 19年 19年 17年 12年 17年
木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	24年 22年 20年 17年 17年 12年 9年 15年
木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの	22年 20年 19年

		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	15年 15年 11年 7年 14年
	簡易建物（応急仮設住宅を除く。）	木製主要柱が 10 センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	10年 7年
	応急仮設住宅		2年
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6年 15年
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 キロワット以下のもの） その他のもの	13年 15年
	昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17年 15年
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式非常設備		8年
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3年 15年
	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	18年 10年
	構築物	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和 27 年法律第 358 号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線 地中電線路	30年 57年 41年 25年 36年 50年 42年 15年 30年 20年 30年 25年

舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	15年 10年 3年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。)	橋 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの	60年 50年 35年 60年
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 引湯管 その他のもの	30年 15年 10年 40年
れんが造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	50年 7年 25年 40年
石造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道 その他のもの	50年 35年 50年
土造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 下水道 その他のもの	40年 15年 40年
金属造のもの(前掲のものを除く。)	橋 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの	45年 30年 15年 10年 20年
薬品貯そう	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	8年 10年 15年
水そう	鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの	25年 15年
飼育場	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10年
	その他のもの	45年
合成樹脂造のもの(前掲のものを除く。)		10年
木造のもの(前掲のものを除く。)	橋 水そう及び引湯管 飼育場 その他のもの	15年 10年 7年 15年

	水道用のもの	取水設備	40年
		導水設備	50年
		浄水設備	60年
		配水設備	60年
		橋りょう	
		鉄筋コンクリート造のもの	60年
		鉄骨造のもの	48年
		木造のもの	18年
		配水管	
		鋳鉄製のもの	40年
		その他のもの	25年
		配水管附属設備	30年
		えん堤	
		鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	
		れんが造又は石造のもの	80年
		土造のもの	50年
		貯水池	40年
		高架水そう	30年
		鉄筋コンクリート造のもの	
		金属造のもの	40年
		木造のもの	10年
		さく井	10年
		電信電話線	30年
		その他のもの	
		鉄筋コンクリート造のもの	60年
		コンクリート造又はれんが造のもの	40年
		石造のもの	50年
		金属造のもの	45年
		木造のもの	15年
	前掲のもの以外のもの	主として木造のもの	15年
		その他のもの	50年
車両及び運搬具	特殊自動車(自走式作業機械設備を除く。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5年
		モータースイーパー及び除雪車	4年
		タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、靈きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
		小型車(じんかい車及びし尿車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	
		その他のもの	3年
			4年
	運送事業用の車両及び運搬具(前掲のものを除く。)	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)	
		小型車(貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3年
		その他のもの	
		大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。)	5年
		その他のもの	4年
		乗合自動車	5年
		自転車及びリヤカー	2年
		被けん引車その他のもの	4年

	前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車(総排気量が 0.66 リットル以下のものをいう。) その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 二輪又は三輪自動車 自転車 鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車 金属製のもの その他のもの フォークリフト トロッコ 金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	4年 4年 5年 5年 6年 3年 2年 7年 4年 4年 5年 3年 7年 4年
機械及び装置	廃棄物処理設備		7年
	水道用設備	電気設備 汽力発電設備 内燃力発電設備 蓄電池電源設備 その他のもの ポンプ設備 薬品注入設備 滅菌設備 通信設備 計測設備 計量器 量水器 その他のもの 荷役設備 修繕検査設備 その他のもの 主として金属造のもの 主として木造のもの	15年 15年 6年 20年 15年 15年 10年 9年 10年 8年 10年 17年 15年 17年 8年
	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	17年 8年

○補助事業等により取得した財産の処分制限期間を定める件(抜粋)

(昭和41年7月15日号外)
厚生省告示 第350号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施工令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産の処分制限期間を次のように定める。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間

補助事業者等が補助事業等により取得した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間は、次のとおりとする。

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間(年)
	施設設備等の分類	財産名	構造規格等	
清掃施設整備費補助金	建 物	機械室、電気室、消毒室、ポンプ室、水質試験室、薬品注入室、管理室、作業員控室、構築物上屋	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 塩素その他の腐食性を有するガスの影響を受けるもの その他のもの ブロック造 塩素その他の腐食性を有するガスの影響を受けるもの その他のもの 鉄骨造 塩素その他の腐食性を有するガスの影響を受けるもの その他のもの 木造	30 55 30 45 30 45 20 18
	構 築 物	投入槽、消化槽、濾床、沈澱池、曝氣槽、消毒槽、炉体、煙道、煙突、醸酵槽その	木骨造モルタル造 鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造又は石造 れんが造	20 15